

令和7年度 山形県立特別支援学校高等部及び 高等部のみを置く特別支援学校入学者選考実施要項

山形県教育委員会

< 目 次 >

令和7年度	山形県立特別支援学校高等部及び 高等部のみを置く特別支援学校	入学者選考の流れ	1
<別記1>	進路等教育相談等の日程		2
令和7年度	山形県立特別支援学校高等部及び 高等部のみを置く特別支援学校	入学者選考実施要項	
I	入学者募集		3
1	募集公告		3
2	入学者の募集		3
3	募集要項		3
II	基本方針		4
1	基本原則		4
2	選考方法		4
3	志願資格		4
<別記2>	学校教育法施行令 第22条の3		5
4	学校別受け入れ区域		6
5	入学志願		7
6	進路等教育相談		7
7	選考及び合格者の発表		8
8	その他		8
III	募集する学校名、学科、修業年限等		8
1	募集する学校名、学科、修業年限		8
2	各特別支援学校の入学定員		9
3	特別支援学校ごとの志願資格		9
4	学力検査、諸検査及び面接等の内容		9
5	受検者の携帯品		9
6	選考及び合格者発表の期日		9
7	検査会場		9
8	選考期日の日程等		9
9	個人情報（学力検査の教科別得点）の提供		9
IV	出願手続		10
1	出願に必要な書類		10
2	受付期間と提出先		10
3	志願変更等		10
4	入学者選考に係る手数料		10
5	県外への志願又は県外からの志願		10
6	その他		11
V	追検査		12
1	対象者		12
2	受検の手続き		12
3	追検査の内容及び日程等		13
VI	別記様式		14
	別記様式第1号A～C		14
	別記様式第2号A～B		17
	別記様式第3号A		19
<別記3>	県外への志願又は県外からの志願の手続き		20

令和7年度 山形県立特別支援学校高等部及び
高等部のみを置く特別支援学校 入学者選考の流れ

5月	「令和7年度 山形県立特別支援学校高等部及び高等部のみを置く特別支援学校入学者選考実施要項」を中学校へ送付	
6月	学校見学会・一日体験入学 等 高等部入学者選考説明会	
7月	<p>① 特別支援学校ごとに開催 ※ 期日は別記1を参照</p> <p>② 特別支援学校より案内送付</p>	
8月		
9月		
10月		
11月	各特別支援学校の 「入学者募集要項」配付	
12月		
1月	出願受付 (志願する特別支援学校に提出)	
2月	高等部入学者選考本検査	令和7年2月14日(金)
	高等部入学者選考追検査	令和7年2月21日(金)
	合格者発表	令和7年2月27日(木)
3月	入学者説明会 (特別支援学校ごとに開催)	

進路等教育相談

- ① 特別支援学校ごとに開催
※ 期間は別記1を参照
- ② 志願する特別支援学校の「進路等教育相談」を必ず受けること。

<別記1> 令和7年度 進路等教育相談等の日程（入学者選考に係る相談等）

※ 新型コロナウイルス感染症に係る状況により、今後日程を変更する可能性があります。
詳しくは、進学希望を検討している学校へお問い合わせください。

	学校名 (障がい種別)	中3対象学校見学会 (一日体験学習等)	高等部 入学者選考説明会	進路等教育相談
県下一円	県立山形盲学校 (視覚障がい) 023-672-4116	随時対応	9月20日(金)	10月29日(火)~12月13日(金) 申込期間:9/30(月)~11/15(金)
	県立山形聾学校 (聴覚障がい) 023-688-2316	7月11日(木)	7月11日(木)	11月5日(火)~11月25日(月) 申込期間:9/24(火)~10/7(月)
	県立ゆきわり養護学校 (肢体不自由) 023-673-5023	随時対応	7月30日(火)	9月24日(火)~10月11日(金) 申込期間:7/30(火)~8/23(金)
	県立山形養護学校 (病弱) 023-684-5722	7月8日(月)~12日(金) 申込締切:6月25日(火)	6月19日(水) 申込締切:6月3日(月)	9月17日(火)~10月4日(金) 申込締切日:7月31日(水)
庄内地区	県立酒田特別支援学校 (知的障がい) 0234-34-2026	学校見学・説明会 6月6日(木)	8月28日(水)	9/9(月)~10/11(金) 申込期間:7/3(水)~7/26(金)
	県立鶴岡養護学校 (知的障がい) 0235-24-5995	学校見学会 6月25日(火)	8月26日(月)	9月11日(水)~10月18日(金) 申込期間:7/2(火)~7/19(金)
	県立鶴岡高等養護学校 (知的障がい) 0235-22-0581	5月29日(水)午後	5月27日(月) 午前	7月30日(火)~8月5日(月) 申込期間:6/3(月)~6/11(火)
最上地区	県立新庄養護学校 (知的障がい) 0233-22-3042	中3対象説明会・学校公開 6月12日(水)	7月9日(火)	7月26日(金)~8月23日(金) 申込期間:6/3(月)~6/17(月)
置賜地区	県立米沢養護学校 (知的障がい) 0238-38-6101	学校見学会 5月31日(金)	5月31日(金)	就労コース 7月29日(月)~8月2日(金) 申込期間:6/3(月)~6/12(水) 総合コース 9月30日(月)~10月18日(金) 申込期間:8/26(月)~8/30(金)
	県立米沢養護学校 西置賜校(知的障がい) 0238-84-5520	6月5日(水)	6月5日(水)	10月7日(月)~10月18日(金) 申込期間:8/26(月)~8/30(金)
村山地区	県立村山特別支援学校 (知的障がい) 023-688-2995	6月5日(水)	8月23日(金)	9月9日(月)~10月18日(金) 申込期間:7/8(月)~7/19(金)
	県立楯岡特別支援学校 (知的障がい) 0237-55-2994	随時対応	8月28日(水)	9月9日(月)~10月11日(金) 申込期間:7/11(木)~8/8(木)
	県立楯岡特別支援学校 大江校(知的障がい) 0237-85-0722	8月27日(火)	8月27日(火)	9月18日(水)~10月16日(水) 申込期間:7/22(月)~8/27(火)
	県立上山高等養護学校 (知的障がい) 023-672-3936	5月29日(水)	5月29日(水)	7月30日(火)・8月1日(木)・ 8月2日(金)・8月5日(月)・ 8月8日(木) 申込期間:6/3(月)~6/12(水)

※ 進路等教育相談の申し込み方法については、当該特別支援学校からの案内、並びに入学者選考説明会で示す。

令和7年度 山形県立特別支援学校高等部及び 高等部のみを置く特別支援学校 入学者選考実施要項

令和7年度山形県立特別支援学校高等部及び、高等部のみを置く特別支援学校の入学者選考は、次の要項によって募集する。

I 入学者募集

1 募集公告

県立特別支援学校高等部及び高等部のみを置く特別支援学校の入学者募集についての県教育委員会の公告は、令和6年10月末日までに行う。各特別支援学校長は、この公告に基づき募集する。(注1)

2 入学者の募集

入学者は、学校ごとに募集する。募集期間、入学定員及び志願に必要な書類は、各特別支援学校の入学者募集要項に記す。

3 募集要項

- (1) 各特別支援学校では、入学者募集要項に、入学定員、志願資格、進路等教育相談、出願手続、選考方法、選考日時、合格発表、個人情報（学力検査の教科別得点）の提供、教育課程等を明確に記載する。
- (2) 各特別支援学校長は、募集要項5部（入学願書等を添付のこと）を令和6年11月13日（水）必着で県教育局特別支援教育課長あて提出する。

(注1) 入学定員及び志願要項について県公報によって公告する。

Ⅱ 基本方針

令和7年度山形県立特別支援学校高等部及び高等部のみを置く特別支援学校の入学者選考は、以下に基づいて行う。

1 基本原則

各特別支援学校長は出願校から送付された調査書、学校ごとに行う学力検査、諸検査及び面接等の結果により、総合的に検討し、入学者を判定する。ただし、特に配慮が必要な受検者については、その障がいの状況に応じて選考を実施する。

2 選考方法

- (1) 選考は、各特別支援学校長が作成する各校の「入学者選考実施要項」に基づいて行う。
- (2) 選考にあたっては、特別支援学校ごとに選考委員会を設けて厳正を期して実施する。
- (3) 学力検査、諸検査及び面接等の期日は、山形県教育委員会が定める。なお、病状等により、訪問による教育を受ける者の選考は、別に定める。
- (4) 学力検査、諸検査、面接等の内容及び方法は、各特別支援学校において適切に定める。
- (5) 学力検査を実施する場合、検査問題は、小学校学習指導要領、中学校学習指導要領（高等部専攻科については高等学校学習指導要領を加える）、特別支援学校学習指導要領及び各特別支援学校における教育のねらいに基づいて出題する。

3 志願資格

次の各号の要件を満たす者とする。ただし、高等部専攻科の志願資格については、当該特別支援学校の入学者募集要項に示す。

- (1) 次のいずれかに該当する者であること。
 - ① 令和7年3月に特別支援学校の中学部、中学校又は義務教育学校を卒業見込みの者若しくは中等教育学校の前期課程（以下「中学校」という。）を修了（以下「卒業」という。）する見込みの者
 - ② 特別支援学校の中学部又は中学校を卒業した者
 - ③ 学校教育法等の一部を改正する法律（平成18年法律第80号）第1条の規定による改正前の学校教育法に基づく盲学校、聾学校及び養護学校の中学部を卒業した者
 - ④ 学校教育法施行規則第95条の各号のいずれかに該当する者（注2）
- (2) 学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第22条の3に該当する者
ただし、高等部のみを置く特別支援学校及び新庄養護学校就労コース、米沢養護学校就労コースにおいては、知的発達遅滞があり、就労を目指す教育課程を履修できる者

(注2) 学校教育法施行規則 第95条の各号のいずれかに該当する者について、出願に係る手続きは、別に定める。

<別記2> 学校教育法施行令 第22条の3

第75条の政令で定める視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者の障害の程度は、次の表に掲げるとおりとする。

区分	障害の程度
視覚障害者	両眼の視力がおおむね0.3未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のもののうち、拡大鏡等の使用によつても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度のもの
聴覚障害者	両耳の聴力レベルがおおむね60デシベル以上のものうち、補聴器等の使用によつても通常の話声を解することが不可能又は著しく困難な程度のもの
知的障害者	<ol style="list-style-type: none"> 1 知的発達が遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度のもの 2 知的発達遅滞の程度が前号に掲げる程度に達しないものうち、社会生活への適応が著しく困難なもの
肢体不自由者	<ol style="list-style-type: none"> 1 肢体不自由の状態が補装具の使用によつても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度のもの 2 肢体不自由の状態が前号に掲げる程度に達しないものうち、常時の医学的観察指導を必要とする程度のもの
病弱者	<ol style="list-style-type: none"> 1 慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度のもの 2 身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度のもの

備考

- 1 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によつて測定する。
- 2 聴力の測定は、日本工業規格によるオーディオメータによる。

4 学校別受け入れ区域

受け入れ区域は原則として次のとおりとする。

- (1) 視覚障がい者・聴覚障がい者・肢体不自由者・病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校 ◎…訪問による教育実施校

主たる障がい	学校名	受け入れ区域
視覚障がい	県立山形盲学校	県下一円
聴覚障がい	県立山形聾学校	県下一円
肢体不自由	県立ゆきわり養護学校	県下一円
病弱	県立山形養護学校 (◎)	県下一円

- (2) 知的障がい者である生徒に対する教育を行う特別支援学校

- ① 普通科及び普通科総合コース ◎…訪問による教育実施校

主たる障がい	学校名	受け入れ区域
知的障がい	県立米沢養護学校 (◎)	米沢市、南陽市、高畠町、川西町
	県立米沢養護学校西置賜校	長井市、小国町、白鷹町、飯豊町
	県立新庄養護学校 (◎)	新庄市、金山町、最上町、舟形町、真室川町、大蔵村、鮭川村、戸沢村
	県立鶴岡養護学校 (◎)	鶴岡市、庄内町、三川町
	県立酒田特別支援学校 (◎)	酒田市、遊佐町
	県立村山特別支援学校	山形市、上山市、天童市、山辺町、中山町
	県立楯岡特別支援学校	村山市、東根市、尾花沢市、大石田町、天童市
	県立楯岡特別支援学校大江校	寒河江市、河北町、西川町、朝日町、大江町

- ② 高等養護学校普通科及び普通科就労コース

主たる障がい	学校名	受け入れ区域
知的障がい	県立米沢養護学校	置賜地区
	県立新庄養護学校	最上地区
	県立鶴岡高等養護学校	庄内地区
	県立上山高等養護学校	村山地区

5 入学志願

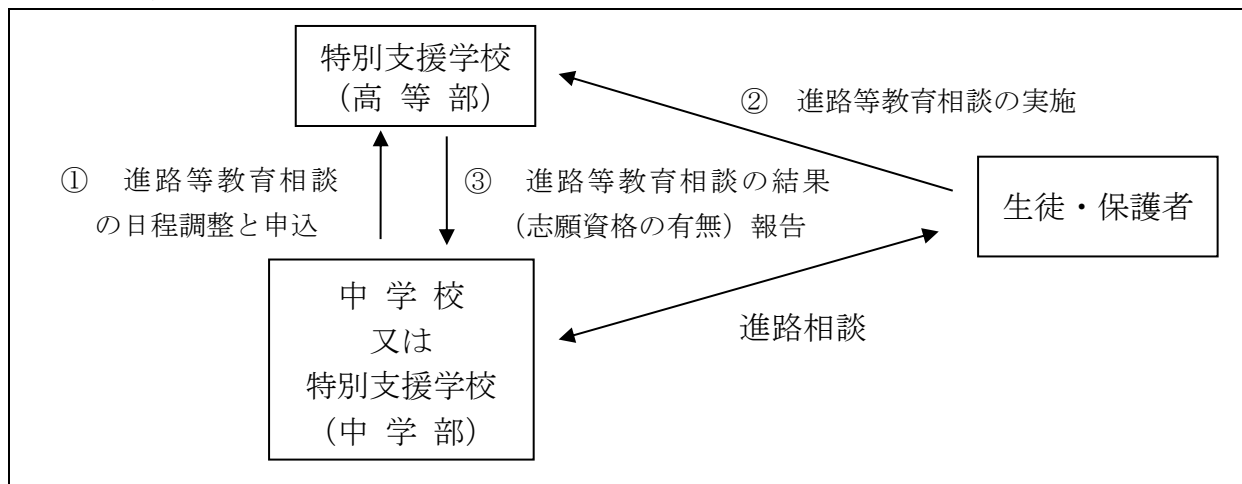
- (1) 公立特別支援学校への志願は、1人1校とする。(公立高等学校との併願もできない)
- (2) 県立新庄養護学校、県立米沢養護学校においては、就労コース又は総合コースのうち、志願資格に基づき、いずれか1コースのみを志願することとする。
- (3) 入学願書は、在籍又は出身の中学校、特別支援学校の校長を経由して志願校に提出する。
志願取り消しや、締め切り前における入学願書記載内容の変更等を行う場合にも同様とする。
なお、高等学校及び特別支援学校に在籍のまま志願する者は、在籍校長の志願承諾書(様式自由)を入学願書に添付すること。
- (4) 調査書等は、入学願書を経由する校長が作成し、前号の書類とともに、志願校に提出する。

6 進路等教育相談(注3)

志願にあたっては、特別支援学校の受け入れ区域にそって、志願する特別支援学校の進路等教育相談を受けるものとする。

進路等教育相談は、各特別支援学校が指定した期間に実施する。各特別支援学校の進路等教育相談等の日程は、別記1に示す。

<進路等教育相談の手順>



<留意事項>

- (1) 中学校又は特別支援学校の中学部(以下「中学校等という」においては、本人(保護者)とできる限り早期から相談を重ね、生徒の進路について見通しをもって対応すること。その際、各特別支援学校が実施する「学校見学会」や「高等部入学者選考説明会」等の案内など、進路に関する情報提供を適切に行うこと。さらに、進路等教育相談の結果(志願資格の有無)をもとに、継続した進路相談を行うこと。

(注3) 進路等教育相談は、各特別支援学校において、入学希望者が当該特別支援学校の対象となるか否かについて、本人の障がいの種類と程度及びその状態、必要な支援の内容、その他の事情等を勘案して総合的に判断するために行うもの。

- (2) 受け入れ区域の特別支援学校に通学困難等の特別な事情がある場合、中学校等は、令和6年5月末までを目途に、教育局特別支援教育課と進路等教育相談について事前協議を行うこと。事前協議を経て、受け入れ区域外の特別支援学校の進路等教育相談を申し込む場合、山形県教育局特別支援教育課長に「受け入れ区域外特別支援学校進路等教育相談許可願い」（別記様式第2号A）1部を提出すること。

7 選考及び合格者の発表

県立特別支援学校の選考及び合格者の発表は、同一日に行う。

各特別支援学校長は、選考後すみやかに当該校において合格者の発表を行い、発表後に志願者に選考結果を送付するとともに、在籍又は出身学校長あてに通知する。

8 その他

入学者選考の実施上必要な事項は、各校の「入学者選考実施要項」において特別支援学校長が定める。

Ⅲ 募集する学校名、学科、修業年限等

1 募集する学校名、学科、修業年限

<普通科・保健医療科>

学校名	学科	修業年限
県立山形盲学校	普通科	3年
	保健医療科	3年
県立山形聾学校	普通科	3年
県立米沢養護学校	普通科 就労コース	3年
	普通科 総合コース	3年
県立米沢養護学校西置賜校	普通科	3年
県立新庄養護学校	普通科 就労コース	3年
	普通科 総合コース	3年
県立鶴岡養護学校	普通科	3年
県立酒田特別支援学校（知的障がい）	普通科	3年
県立村山特別支援学校	普通科	3年
県立楯岡特別支援学校	普通科	3年
県立楯岡特別支援学校大江校	普通科	3年
県立上山高等養護学校	普通科	3年
県立鶴岡高等養護学校	普通科	3年
県立ゆきわり養護学校	普通科	3年
県立山形養護学校	普通科	3年

<専攻科>

学校名	学科	修業年限
県立山形盲学校	医療科	3年
県立山形聾学校	生産技術科	2年
	商業技術科	2年

2 各特別支援学校の入学定員

入学定員は、各特別支援学校の入学者募集要項に示す。

3 特別支援学校ごとの志願資格

志願できる資格を有する者は、本実施要項 II 基本方針 3 志願資格に基づき、各特別支援学校の入学者募集要項に示す。

4 学力検査、諸検査及び面接等の内容

学力検査、諸検査及び面接等の内容は、各特別支援学校の入学者募集要項に示す。

5 受検者の携帯品

- (1) 受検に係る携帯品等の詳細は、各特別支援学校の入学者募集要項に示す。
- (2) 検査の公正を欠くおそれのある物を持参してはならない。

6 選考及び合格者発表の期日

令和7年度山形県立特別支援学校高等部及び高等部のみを置く特別支援学校の選考と合格者発表は、以下の同日に行う。

- (1) 選考日 令和7年2月14日（金）
- (2) 合格者発表 令和7年2月27日（木）

7 検査会場

検査会場は、志願先特別支援学校とする。

検査会場の下見は、令和7年2月13日（木）に認める。下見の際、校地内に立ち入ることはできるが、校舎内に立ち入ることはできない。なお、下見を認める時間帯は、各特別支援学校の入学者募集要項に示す。

8 選考期日の日程等

選考期日の日程及び検査時間は、各特別支援学校の入学者募集要項に示す。なお、訪問教育受検者の選考期日等については、別途、訪問教育を行う特別支援学校より通知する。

9 個人情報（学力検査の教科別得点）の提供

受検者の個人情報（学力検査の教科別得点）の提供は、合格者発表後郵送により行う。

個人情報（学力検査の教科別得点）の提供希望者は、入学願書の「郵送による個人情報（学力検査の教科別得点）の提供希望」の有に○印を記入すること。希望者には、選考結果返信用封筒に同封して送付する。

IV 出願手続

1 出願に必要な書類

志願者は、出願に必要な書類を現に在籍し、又は卒業した特別支援学校、中学校の校長を経由して、志願する特別支援学校長あて提出することを原則とする。

出願に必要な書類は、志願する特別支援学校長に請求すること。また、郵便で同書類を請求する場合は、請求部数に応じた返信用の切手を同封すること。

(1) 入学願書

各特別支援学校で定める入学願書に記入すること。

(2) 調査書及び健康調査票

各特別支援学校で定める調査書及び健康調査票に記入すること。

(3) その他

出願に必要な書類の詳細については、各特別支援学校の入学者募集要項に示す。

2 受付期間と提出先

各特別支援学校の入学者募集要項に示す。

3 志願変更等

志願取消しや締切り前における入学願書記載内容の変更を行う場合には、志願者の在籍又は出身学校長が速やかに電話等で連絡する。その後「志願取消届」等を特別支援学校長あて、必ず提出すること。

4 入学者選考に係る手数料

徴収しない。

5 県外への志願又は県外からの志願

県外への志願又は県外からの志願については、別記3を参照すること。

(1) 県外への志願

県外の公立高等学校や特別支援学校高等部又は高等部のみを置く特別支援学校に入学志願のため、本県内の県立特別支援学校高等部又は高等部のみを置く特別支援学校に志願しない場合は、山形県立特別支援学校に志願しない旨の証明願（別記様式第1号B）1部を県教育委員会教育長に提出する。（注4）

(2) 県外からの志願

県外から志願する者は、その都道府県内の公立高等学校や特別支援学校高等部又は高等部のみを置く特別支援学校に志願しない旨の在籍学校長の証明書を添え、受け入れ区域外特別支援学校志願許可願（別記様式第1号A）1部を本県教育委員会教育長に提出し、その許可証を入学願書に添付する。（注4）

一家転住等の理由による場合は、上記許可願に、受け入れ区域外志願の理由を証明するに足る書類及び誓約書（別記様式第1号C）をそれぞれ1部添付する。

（注4）（注5）（注6）

6 その他

次の場合は、受け入れ区域外特別支援学校志願許可願（別記様式第1号A）の提出を必要とせず、以下のように取り扱う。

- (1) 令和5年度以前の卒業者で、現在の居住地が志願先特別支援学校の受け入れ区域内である場合、住民票等を入学願書に添付すること。
- (2) 区域外就学者の場合、区域外就学承諾書の写しを入学願書に添付すること。

(注4) 受け入れ区域外特別支援学校志願許可願（別記様式第1号A）、山形県立特別支援学校に志願しない旨の証明願（別記様式第1号B）、受け入れ区域外志願の理由を証明するに足る書類及び誓約書（別記様式第1号C）の郵送の際は、返信用封筒（返信用切手貼付、宛先を明記）を同封し、特別支援教育課長あて送付すること。

(注5) 誓約書は、入学後、申請した住所に保護者と同居して通学する旨の誓約書である。

(注6) 県内において一家転住等の理由により、受け入れ区域外特別支援学校を志願する場合も同様の手続きとする。

V 追検査

1 対象者

志願者のうち、次の（１）～（２）のいずれかに該当し、２月１４日（金）実施の本検査の受検ができず、追検査の受検を希望する者。ただし、本検査を一部でも受検した者は、原則として追検査の対象とはならない。

- （１） インフルエンザ等の感染症に罹患するなどし、本検査を受検できない者。
- （２） 真にやむを得ない理由により、本検査を受検できない者。

※インフルエンザ等に罹患していても、本検査日に受検を希望する生徒は、別室受検を実施する。

2 受検の手続

（１） 追検査の受検を希望する者は、次の①～②の連絡等を行う。

- ① 本検査が受検できないと判明したら、速やかに在籍又は出身学校長に連絡する。
- ② 上記１（１）の場合、医師の診断書を、上記１（２）の場合、本検査を受検できない理由を証明する書類を、在籍又は出身学校長が定める期日まで在籍又は出身学校長に提出する。

（２） 追検査の受検を希望する者の在籍又は出身学校長は、次の①～④の連絡・報告を行う。

- ① ２月１３日（木）までに、追検査の対象者が確認された場合、対象者の中学校（特別支援学校）名・受検番号・氏名を、２月１３日（木）の１５時までに志願先特別支援学校長へ電話連絡する。
※過年度生については、保護者等が追検査の受検を希望する特別支援学校に連絡することも可とする。
- ② （２）の①以降、２月１４日（金）本検査当日の集合時刻までに、本検査を受検できない志願者が新たに確認された場合、対象者の中学校（特別支援学校）名・受検番号・氏名を、当日できるだけ速やかに志願先特別支援学校長へ電話連絡する。
- ③ （２）の①、②に該当する生徒がいる場合、２月１７日（月）１５時までに、次の（ア）、（イ）の書類を志願先特別支援学校長あて提出する。なお、やむを得ない事情により期限までに提出できない場合は、提出期限まで志願先特別支援学校長に電話等で連絡した上で、速やかに提出する。
 - （ア） 追検査受検願（別記様式第３号Ａの予定）
 - （イ） 医師の診断書又は本検査を受検できない理由を証明する書類※過年度生については、（２）の①で保護者等が追検査の受検を希望する特別支援学校に連絡した場合は、保護者等が（ア）（イ）を提出する。

④ 対象者に対して受検にあたり、新たに特別な配慮が必要になった場合は、速やかにその旨を志願先特別支援学校に連絡する。

(3) 志願先特別支援学校長は次の①～⑤の連絡・報告を行う。

① 2月14日(金)本検査日の受付終了時と全日程終了時に、本検査の状況を特別支援教育課に電話で報告する。また、2月14日(金)15時までに、追検査の対象者数を特別支援教育課長に電話で報告する。

② 2月17日(月)16時までに、在籍又は出身学校から提出された「追検査受検願」により、追検査の対象者数を特別支援教育課長に電話で報告する。

③ 2月18日(火)までに、追検査の受検を許可する旨と追検査当日の日程の詳細等を、在籍又は出身学校長を通して志願者に連絡する。

志願先特別支援学校長から在籍又は出身学校長への連絡は電話連絡とする。

④ 「追検査受検願」及び医師の診断書等、本検査を受検できない理由を証明する内容について疑義が生じた場合は、2月19日(水)12時までに在籍又は出身学校長あて照会する。

⑤ 新たに、受検に特別な配慮が必要になった志願者の連絡を受けた場合には、速やかにその旨を特別支援教育課長に連絡する。

3 追検査の内容及び日程等

(1) 追検査の内容について

追検査の内容は本検査の内容から各校の校長が定める。

(2) 検査日程

・令和7年2月21日(金)

・追検査の日程の詳細については、別途、追検査を行う特別支援学校より通知する。

(3) 検査会場

検査会場は、志願先の特別支援学校とする。

VI 別記様式

1 受け入れ区域外特別支援学校志願許可願：別記様式第1号A（A4判 縦長）

受け入れ区域外特別支援学校志願許可願

山形県教育委員会教育長 殿

申請年月日		令和 年 月 日
本人	氏名（性別）	
	生 年 月 日	
	現 住 所	
	新たな住所先住所	
	出身（在籍）学校	
	中学部（校）卒業（見込）年月日	
保護者	氏 名	
	現 住 所	

私は下記の理由によって、山形県立〇〇特別支援学校に志願したいので許可願います。

記

理由

--

上記のとおり相違ないことを証明します。

令和 年 月 日

〇〇立〇〇〇〇学校長



上記の願いを許可します。

令和 年 月 日

山形県教育委員会

教育長 高橋 広樹



(注)・理由は具体的に詳細に記入すること。

・返信用封筒（返信用切手添付、宛先を明記）を同封すること。

2 山形県立特別支援学校に志願しない旨の証明願：別記様式第1号B（A4判 縦長）

山形県立特別支援学校に志願しない旨の証明願

山形県教育委員会教育長 殿

	申請年月日	令和 年 月 日
本人	氏名（性別）	
	生年月日	
	現住所	
	出身（在籍）学校	
	中学部（校）卒業（見込）年月日	
保護者	氏名	
	現住所	

私は、下記のとおり県外の特別支援学校に志願したいので、令和7年度入学者選考において山形県立特別支援学校に志願しないことを証明して下さるようお願いいたします。

記

- 1 志願先都道府県名（志願先特別支援学校名）
- 2 理由

上記のとおり相違ないことを証明します。

令和 年 月 日

〇〇立〇〇〇〇学校長



上記の者は、令和7年度入学者選考において山形県立特別支援学校に志願しないことを証明します。

令和 年 月 日

山形県教育委員会

教育長 高橋 広樹



- (注)・理由は具体的に詳細に記入すること。
 ・返信用封筒（返信用切手添付、宛先を明記）を同封すること。

3 誓約書：別記様式第1号C（A4判 縦長）

誓 約 書

令和 年 月 日

山形県教育委員会教育長 殿

〇〇県立〇〇〇〇学校

本人氏名

保護者氏名

私は、山形県立〇〇特別支援学校入学後は、下記の住所に保護者と同居して通学することを誓います。

住所

注) 氏名は、それぞれ自署すること。

- 5 受け入れ区域外特別支援学校進路等教育相談許可書：別記様式第2号B（A4判縦長）

受け入れ区域外特別支援学校進路等教育相談許可書

下記の者について、令和7年度山形県立特別支援学校高等部入学者選考において、受け入れ区域外特別支援学校高等部への進路等教育相談の依頼を許可します。

記

1 氏 名

2 生 年 月 日 平成 年 月 日生

3 在 籍 学 校

4 進路等教育相談希望学校（・コース名）

令和 年 月 日

山形県教育委員会

特別支援教育課長



（注）本状を、進路等教育相談時に、受け入れ区域外の特別支援学校に提出すること。

追検査受検願

令和 年 月 日

県立〇〇〇〇特別支援学校長 殿

〇〇〇立〇〇〇〇〇学校
校長 〇 〇 〇 〇 印

下記の生徒は、山形県立特別支援学校高等部入学者選考において本検査を受検できませんでした。

については、追検査の受検を希望していますので、よろしくお願いたします。

記

受検番号	〇〇	志願者氏名	〇 〇 〇 〇
本検査を受検できなかった理由 (右の欄に次の①又は②のいずれかを記入するとともに、下の欄に具体的な状況等を記入してください。)			番号
① インフルエンザ等の感染症に罹患するなどし、本検査を受検できなかった ② 真にやむを得ない理由により、本検査を受検できなかった			

※ 医師の診断書又は、本検査を受検できない理由を証明する書類を添付すること。

<別記3> 県外への志願又は県外からの志願の手続き

種別	条件	提出する書類（申請）	書類の処理等
県外からの申請	<p>・転勤、転住等による（注1）</p>	<p>1 受け入れ区域外特別支援学校 志願許可願（別記様式第1号A） → 1部</p> <p>2 1の志願理由を証明する書類 → 1部</p> <p>3 当該都道府県の公立高等学校や 特別支援学校高等部又は高等部 のみを置く特別支援学校に志願 しない旨の証明書 → 1部</p> <p>4 誓約書（別記様式第1号C） → 1部</p>	
	<p>・転勤・転住等による</p>	<p>1 山形県立特別支援学校に志願 しない旨の証明願 （別記様式第1号B） → 1部</p>	

（注1）県内において転勤・転住等による場合においても同様の手続きとする。

山形県立特別支援学校高等部及び高等部のみを置く特別支援学校入学者選考に関する問合せ先

山形県教育局特別支援教育課

〒990-8570

山形市松波二丁目8-1

TEL 023-630-2406

FAX 023-630-2774